

写

技管293号
平成13年3月28日

土木事務所長様

技術管理課長

伐採枝及び刈草の処理について（通知）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正（平成13年4月1日施行）に伴い、原則として野外における焼却が禁止となったことから、伐採及び刈草の処理方法について下記のとおり定め、平成13年4月1日以降適用することとしたので通知する。

記

1. 適用範囲

道路及び河川等の公共施設の維持管理等に伴って発生する伐採枝及び刈草の処理について適用する。

2. 処理方法

別紙「伐採枝及び刈草の処理方法の検討フロー」による。

3. 積算方法

運搬費及び処理費等については、必要に応じて適正に計上することとし、積算方法については、別紙「伐採枝及び刈草の処理に関する当面の積算方法について（案）」により適切に算定すること。

4. 留意事項

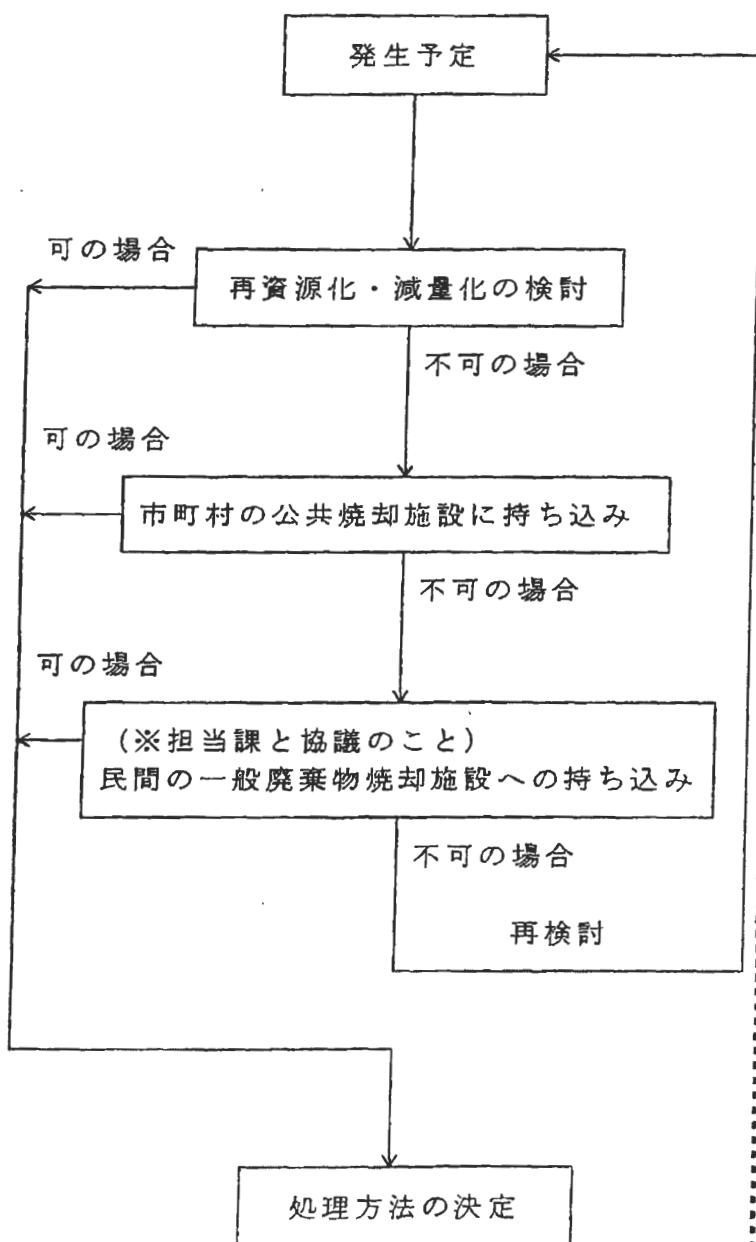
- ・上記2の処理方法に限らず、再資源化又は減量化の手法がある場合は、積極的に活用するよう努めること。
- ・刈草等を乾燥させることは、「持ち込み重量の低減」、「焼却負荷の軽減」を図れることから、やむを得ない場合を除き実施すること。
- ・乾燥、時期調整のため仮置きをする場合は、仮置きが長期間にならないよう事前計画を立てるとともに、飛散や悪臭等周辺環境に配慮すること。
- ・市町村（広域行政事務組合を含む）の公共焼却施設へ持ち込む場合は、事前に時期及び量を調整すること。

また、複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村区域毎の公共焼却施設に持ち込むこととし、区域の異なる公共焼却施設への持ち込みはしないこと。

技術管理課技術調整担当
TEL 028(623)2421

伐採枝及び刈草の処理方法の検討フロー

【検討フロー】



【注意点】

- ・発注前に処理方法等について調整・検討すること
- ・原則として、再資源化施設（堆肥化施設等）があれば持ち込むほか、再利用又は減量化の手法を検討する。
- ・発注前に各市町村の公共焼却施設に持ち込む旨の確認をとること。
- ・発注後は、必要に応じて公共焼却施設と時期・量の調整をすること